

所得の制限とは？

手当受給資格者、その配偶者または同居（同住所地で世帯分離している世帯を含みます）の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年の所得（申請の時期により前々年の所得が基準となる場合もあります）が、それぞれ下表の額以上であるときは、その年度（11月から翌年の10月まで）の手当の一部又は全部の支給が制限されます。

所得制限限度額

扶養親族数	本人		扶養義務者・配偶者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,390,000円	3,820,000円	4,260,000円

●所得の計算方法（課税台帳に基づき計算します。）

所得額 = 年間収入金額 - 必要経費 + 養育費の8割相当額 - 次表の諸控除 - 8万円
 （給与所得控除額） （社会保険料等相当額）

諸 控 除 の 額	●寡婦控除……………270,000円	●ひとり親控除……………350,000円
	●障害者控除 勤労学生控除 …… 270,000円	●特別障害者控除 …… 400,000円
	●配偶者特別控除・医療費控除 等 …… 地方税法で控除された額	

※受給資格者が母（父）の場合は、寡婦控除、ひとり親控除については控除しない。

所得制限額に加算されるもの

①受給資格者本人

老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合 10万円/人

特定扶養親族、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合 15万円/人

②扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者

老人扶養親族がある場合 6万円/人

（ただし、扶養親族が全て老人扶養親族の場合は、1人を除く）